

# 塩尻市環境白書

～ 令和5年度 環境基本計画に基づく取り組みのまとめ ～



令和6年9月

塩尻市

---

## 目 次

---

<b>1 環境行政の推進について</b> .....	1
(1) 環境基本条例 .....	1
(2) 環境基本計画とは .....	1
(3) 環境基本計画の施策 .....	2
(4) 環境基本計画に関連する主な条例および計画 .....	3
(5) 環境白書とは .....	4
<b>2 地球温暖化対策に関する国と県の動向</b> .....	5
(1) 国の動向 .....	5
(2) 県の動向 .....	6
(3) 市の動向 .....	6
<b>共通理念「環境を守る心を育む」</b> .....	7
1 IS014001 の運用 .....	7
2 環境訪問出前講座の開催 .....	7
3 しおじリエコ展の開催 .....	8
4 生活環境に係る地区説明会の開催 .....	9
5 環境学習教材の配布 .....	9
6 クリーン塩尻パートナー制度の推進 .....	9
7 エコ・ウォークの開催 .....	10
8 広報もしくはホームページによる環境情報の提供について .....	10
9 花による美しい環境づくり事業 .....	12
<b>基本理念 1 「地球環境に配慮したまちをつくる」</b> .....	13
1 市域から排出される CO <sub>2</sub> の推計排出量 .....	13
2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出 .....	14
3 塩尻環境スタンダードの運用 .....	15
4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況 .....	15
5 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に基づく届出 .....	16
<b>基本理念 2 「資源を有効に活用するまちをつくる」</b> .....	17

1	ごみの排出状況について	17
2	最終処分場の検討	17
3	松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について	18
4	森林資源の有効活用について	18
5	荒廃農地対策について	19
<b>基本理念3「安心して生活できる環境を守る」</b>		<b>20</b>
1	河川水質等の状況	20
2	不法投棄等のない良好な生活環境の保持	20
3	光害対策	21
4	猫繁殖制限手術にかかる費用の助成	21
5	苦情対応	21
6	放射線対策	21
<b>基本理念4「ふるさとの自然を守る」</b>		<b>22</b>
1	特定外来生物対策	22
2	みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業	22
3	高ボッチ高原の状況	23

# 1 環境行政の推進について

## (1) 環境基本条例

塩尻市は、平成10年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人が共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。

塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。

### 塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

## (2) 環境基本計画とは

塩尻市環境基本計画は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

「第二次塩尻市環境基本計画」は、平成27年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とした9年間を実施期間としており、令和2年度に後期の見直しを行いました。

### (3) 環境基本計画の施策

第五次塩尻市総合計画の目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」について環境面からの実現を図るため、共通理念と4つの基本理念に基づく施策を設定し、「市」、「市民」及び「事業者」の取り組みを明確にしています。

#### 【第二次塩尻市環境基本計画の概要】

理念	方針（目指す姿）
共通理念 環境を守る心を育む	あらゆる世代に対して環境情報の提供を行い、環境学習や体験機会の場が創出されている。
	様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されている。
基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されている。
	再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされている。
基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる	ごみの3R運動が推進されている。
	森林や農地が持つ多面的機能が保全されている。
	地域資源等が域内で循環する仕組みが進められている。
基本理念3 安心して生活できる環境を守る	水資源及び水環境が持続的に保全されている。
	大気等を定期的に監視調査し、万一の際には迅速な対応策がとれる体制が構築されている。
	ポイ捨てや不法投棄が減少している。
	空き地及び空き家が適正に管理されている。
基本理念4 ふるさとの自然を守る	美しい都市景観及び街道景観が保全されている。
	地域に多種多様な生態系が存在する「生物多様性」の必要性が、市民に理解されている。
	里地里山や自然公園の環境が保全されている。

#### (4) 環境基本計画に関連する主な条例および計画

環境面の課題について分野ごとに条例や計画等を定めるとともに、都市整備や産業振興など市が制定するさまざまな条例や計画等と調整し、連携しあいながら、総合的かつ計画的な視点から環境施策を推進しています。

環境に関する主な条例及び計画は、次のとおりです。

##### ○塩尻市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としています。

##### ○ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例

空き缶等のポイ捨て等を禁止し、きれいなまちづくりを市民、事業者及び市が協働して進めていくことに関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的としています。

近年では、空き地の雑草が問題となることが多く、この条例をもとに所有者に草刈りの依頼をしています。(第6条「所有者等は、その土地等及びその周辺の良い環境を保全するため、必要に応じて土地等の清掃、草刈り等を実施するなどみだりに物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。」)

##### ○塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

家庭や事業所からでるごみ(一般廃棄物)の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めています。

##### ○塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和4年度見直し)

塩尻市から排出される温室効果ガスを削減するため、市民、事業所及び市の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としており、令和4年度(2022年度)に計画の見直しを行いました。温室効果ガス(二酸化炭素)削減目標は次のとおりです。

短期目標	2030年度までに57%以上削減(2013年度比)
長期目標	2050年度までにゼロカーボン

## ○塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和5年度見直し）

塩尻市役所の事務及び事業に関し、目標を定め、温室効果ガスの排出抑制対策を率先的に取り組むための計画です。令和5年度(2023年度)に計画の見直しを行いました。新たな目標では、温室効果ガス（二酸化炭素）を2030年度までに51%以上削減（2013年度比）、2050年度までにゼロカーボンを達成することを目指しています。

【表 二酸化炭素排出量削減目標】

	基準年度 2013年度	実績値 2020年度	中期目標 2030年度	長期目標 2050年度
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	11,409	8,375	5,590	0
削減率 (%)		26.6	51.0	100.0

## ○塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年度見直し）

住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むとともに、今後の気候変動等に対応できるごみ処理体制を構築するため、ごみの排出抑制や3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進し、効率的な一般廃棄物の処理を推進することとしています。

## ○塩尻市災害廃棄物処理計画（令和元年策定）

今後発生が予想される大規模災害発生時の災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や災害廃棄物の処理方法をまとめた計画です。

## ○高ボッチ高原環境管理ガイドライン（令和元年策定）

高ボッチ高原の美しい自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境保護エリアと観光・農林業振興エリアを指定し、それぞれのエリアの行為規制（ルール）を設定しました。また、植生保護計画では、植生管理の方針や管理方法を定めています。

## ○塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年策定）

太陽光発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止や良好な景観の維持等の観点から事業者・市の責務、市への事前協議や協定書の締結、隣接住民への説明などのほか、設備の設置等に当たり抑制すべき区域などについて定めています。

### （5）環境白書とは

塩尻市環境基本計画に基づく取り組み状況及び課題を「環境白書」にまとめ、公表するものとします。

## 2 地球温暖化対策に関する国、県、市の動向

### (1) 国の動向

令和2年10月に、菅首相が「2050 ゼロカーボン」宣言を行い、これに基づく国の施策が展開されました。

令和3年4月に地球温暖化対策推進本部を開催し、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から46%削減することとされました(それまでは26%削減)。

令和3年6月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、地方公共団体実行計画(区域施策編)で、再生可能エネルギーの利用促進、住民・事業者の活動促進、脱炭素型まちづくり及び循環型社会の形成について施策を定め、これらに対する実施目標を設定することとなりました。また、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する促進区域を定めることも明記されました。

これに関係し、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが公表され、2030年までに集中して行う取組と施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。

#### 地域脱炭素ロードマップの重点対策

- 自家消費型の太陽光発電
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 公共施設の省エネと再エネ電気調達と、更新時のZEB化誘導
- 住宅の省エネ性能の向上
- ゼロカーボンドライブ(再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
- 循環経済への移行
- コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、プラスチック製品全般の分別収集を促進することが示されました。

令和3年7月に、政府の中長期の気候変動対策を示す、新たな「地球温暖化対策計画」の素案が判明し、「2030年度に13年度比46%削減」の目標に向け、排出量を家庭部門で66%、業務部門で50%削減するという内訳を示しています。

令和3年8月に、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、産業革命前と比べた世界の気温上昇が2021~40年に1.5度に達するとの予測を公表しました。これは、2018年の想定より10年ほど早くなる予測となります。

## （２）県の動向

令和２年１０月に、「長野県脱炭素社会づくり条例」が制定され、令和３年６月に、「長野県ゼロカーボン戦略」が公表されました。このなかで、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から60%削減することとされました。

住宅等の屋根上での太陽光発電を推進するため、太陽光パネルと蓄電池の共同購入事業である「グループパワーチョイス」がスタートし、また、既存住宅エネルギー自立化補助金（太陽光発電設備と蓄電池対象）も創設され、再生可能エネルギーの導入及び利用への支援が行われています。

令和４年９月に、くらしふと信州（ゼロカーボン社会・共創プラットホーム）を立ち上げ、ゼロカーボン社会の実現に向け、多様な主体が学び、共創する仕組みをつくりました。

## （３）市の動向

塩尻市全域が対象となる「塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、塩尻市が保有する施設が対象となる「塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の２つの計画により、目標達成に向けた取組を策定しています。

塩尻市全域のゼロカーボンを推し進める施策として、令和５年度からは、既設住宅に対する太陽光パネル設置補助金を設け、再生可能エネルギーの導入を進めています。

また、令和５年１１月には、塩尻市ゼロカーボンシティ宣言を行い、ゼロカーボンの実現に向けて取り組む意思表明をしました。

令和６年３月には、第三次環境基本計画の改定、第三次塩尻市一般廃棄物処理基本計画の改定及び塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を行い、その中でも、ゼロカーボンに対する取組みを定めています。



《塩尻市ゼロカーボンシティ宣言》

## 共通理念 「環境を守る心を育む」の取り組み状況について

### 1 IS014001 の運用

本市では、平成 13 年度より IS014001 を認証取得しており、この中で、保育園から中学校までの環境学習を環境側面として捉え、環境意識の醸成を図っております。また、市役所業務を遂行する上で遵守しなければならない法律を法的要求事項としてとらえ、環境影響を未然に防ぐ取り組みを行っております。

令和 5 年度は、1 月 25、26 日に第 15 回定期審査を受け、環境マネジメントシステムに問題がないことが確認されました。

### 2 環境訪問出前講座の開催

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
環境訪問出前講座実施数	14 回	27 回	15 回

#### (2) 令和 5 年度実施状況

地区や小中学校等の依頼に基づき、環境訪問出前講座を実施しました。

令和 5 年 7 月 5 日に、檜川小中学校で「山中に学ぶ」の出前講座を実施しました。登山や自然体験を通じて、自然への関心を高め、環境行動の変化を確認しました。

令和 5 年 7 月 30 日に、吉田小学校で「川の生物」に関する出前講座を実施しました。田川で行い、参加した児童は熱心に観察し、幅広い水中生物が確認できました。

令和 5 年 7 月 25 日に、吉田児童館本館で「ごみの分別」に関する出前講座を実施しました。身近なごみの分別や資源物に対し理解を持ち、日々の生活に活かせる勉強を行いました。

令和 5 年 11 月 21 日に、広丘小学校で「廃油キャンドル」に関する出前講座を実施しました。てんぷら油という身近なものから生活に役立つものが作れることを学び、自宅でもリサイクルを意識するきっかけとなりました。

上記の他にも多くの団体に受講していただき、塩尻市の環境に対して意識を高めていただくことができました。

令和 5 年度は、新型コロナウイルスが 5 類に移行されたことや、小中学校への出前講座の冊子の配布や庁内掲示板等による周知をしたことから、実施回数は前年比 2.5 倍に増加しました。



〈 環境訪問出前講座の様子 〉

### (3) 次年度以降の対応

環境に対する取り組みをしていただくには、まず、環境について知り、関心を高めていただくことが大切です。今後も、環境教育を継続して実施し、環境に対して取り組む方を増やしていきます。

また、長野県（信州環境カレッジ）、近隣自治体及び中信地区環境ネットワーク等との連携を図り、環境学習の内容の充実を図ってまいります。

## 3 しおじリエコ展の開催

子どもたちが取り組んでいる環境学習の成果及び企業や市民団体が取り組む環境活動を展示発表する場として「しおじリエコ展」を2月6日～19日に開催し、学校や団体間の情報交換や市民の環境意識の向上を図りました。

今年で4回目となり、過去最多となる17団体に展示発表を行っていただきました。今年では来場者の感想が出展者へ伝わるよう、アンケート用紙の設置や展示別にシールやふせん等による感想を募り、出展者へフィードバックされるような工夫を行いました。

また、しおじリエコ展の中の企画として、昨年度好評だった「塩尻市の外来生物について」の講演会や「オリジナルエコバッグ作り」も行い、様々な視点や体験から、環境やエコの大切さを改めて啓発することができました。



〈 しおじリエコ展の様子 〉

#### 4 生活環境に係る地区説明会の開催

地球温暖化問題や地域で発生している外来種や野良猫問題、また、新年度からのゴミの分別変更点について説明する場として「地区説明会」を2月13日～3月26日にかけて計23回開催し、市民の環境意識の向上を図りました。

コロナ禍前最後に開催した平成30年度から5年ぶりの開催となりましたが、多くの市民にご参加いただきました。

項目	H29 実績値	H30 実績値	R5 実績値
地区説明会 参加者数	433 人	515 人	651 人

#### 5 環境学習教材の配布

市内の小学校4年生の児童（配布数589部）を対象に、地球温暖化や身近な環境問題等をわかりやすく解説した「信州ゼロカーボンBOOK」「上流県ながのから海をきれいに」、また、地球温暖化防止のためにできる身近な取り組みを促す「信州ゼロカーボンチャレンジ」「しおじりエコふぁみり～」を配布し、環境学習の充実を図りました。

また、令和4年度まで配布していた「しおじりの環境ワークブック」を廃止し、新たに「塩尻こども環境白書」を作成しました。令和6年度から配布予定です。

#### 6 クリーン塩尻パートナー制度の推進

##### （1）環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
クリーン塩尻パートナー制度登録団体数	52 団体	55 団体	61 団体

##### （2）令和5年度実施状況

市内の環境美化を推進するため、企業や地域団体に「クリーン塩尻パートナー制度」に登録していただき、公園、河川及び道路等の公共空間の清掃や除草等の活動を行っていただいています。団体への支援として、刈り払い機や鎌等の貸し出しや、軍手やごみ袋等の支給を行いました。

令和5年度は、新たに3団体が加わり、61団体が登録し、目標値を達成しています。

##### （3）次年度以降の対応

区長会や衛生協議会などでの周知を行うほか地域活動の情報共有を図り、制度への登録及び活動支援を行います。

## 7 エコ・ウォークの開催

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
エコ・ウォーク参加者数	1,327 人	1,300 人	21 人

### (2) 令和5年度実施状況

エコ・ウォークは、市民、事業者及び市が協働により環境美化活動を実施し、ポイ捨てや不法投棄をしない・させないまちづくりを進めるとともに、地域の自然や歴史と文化にふれあい、参加者間の交流により、環境美化に係る活動・意識の輪を広げることを目的として開催しており、令和5年度で22回目となります。

市内一斉に開催していた方法を見直し、地区単位での開催となり、令和5年度は次の1地区で実施しました。

【表 エコウォークの実施実績】

日時	地区	参加者数(人)
6/24(土)	洗馬	21

### (3) 次年度以降の対応

エコ・ウォークと一斉清掃は、地区内のゴミに対処するという点において、内容が似ています。近年は、各地区において特定外来生物の脅威も確認されていることから、エコ・ウォークの内容を見直し、生物多様性にも対応出来るようにします。

## 8 広報もしくはホームページによる環境情報の提供について

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
広報もしくはホームページによる環境情報提供数	—	10 件	31 件

### (2) 令和5年度実施状況

広報およびホームページを中心に行う情報発信に加えて、SNSを用いた情報発信を行い、より多くの方に情報をお届けすることができました。

【表 環境情報の提供実績】

No	内容
1	「塩尻市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました
2	令和5年度版環境教育副読本「しおじりの環境ワークブック」
3	塩尻市は国民運動「デコ活」に賛同しています
4	【環境 ISO】令和4年度取組結果、【環境 ISO】令和5年度環境目標
5	【宅配便の再配達削減】荷物を1回で受け取りませんか？
6	冬季の省エネに取り組みませんか？
7	「しおじりエコふぁみりー」にチャレンジしませんか？
8	エコ・ドライブで地球を守ろう
9	特定外来生物の駆除にご協力ください
10	塩尻環境スタンダード認証・登録事業所について
11	花による美しい環境づくり事業
12	オオキンケイギクの駆除にご協力ください
13	農薬(除草剤を含む)の適正な使用を心がけましょう
14	高ボッチ高原の美しい自然を保護するための取り組みについて
15	残したい塩尻の動植物～レッドデータブック～
16	令和5年度既存住宅用太陽光パネル設備設置費の補助について
17	補助金等支援制度の紹介（エネルギー関係）
18	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業について
19	飼い主のいない猫対策用保護器貸出
20	猫の飼い主の皆さんへ
21	動物の愛護と正しい飼い方・しつけ方
22	クリーン塩尻パートナー制度にご協力ください
23	長野県既存住宅エネルギー自立化補助金
24	太陽光パネル・蓄電池の共同購入への参加者募集
25	知っていますか？身近な特定外来生物
26	みんなで守ろう高ボッチ高原の自然
27	身近に迫る地球温暖化
28	猫のニャンでも相談会
29	ワンちゃんと一緒に運動会
30	犬の飼い主の皆さんへお願い
31	しおじりエコ展

### (3) 次年度以降の対応

SNSによる情報発信により、多くの皆様から反響をいただきました。今後も、SNSによる情報発信を継続してまいります。

## 9 花による美しい環境づくり事業

地区や公共施設へ花の苗を配布し、公園や公共施設などの花壇づくりを行っていただくことで、花と緑にあふれたまちづくりを推進しました。

### 【花苗の配布実績】

配布地区数	配布本数
57 地区	28,130 本



## 基本理念 1 「地球環境に配慮したまちをつくる」の取り組み状況について

### 1 市域から排出される CO2 の推計排出量

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	H30 基準値	R3 目標値	R3 実績値
市域から排出される CO2 の推計排出量	771,333t	664,732t	636,958t

※推計に使用する統計数値が2年ほど遅れて公表されるものがあるため、CO2 排出量も2年遅れで算出されます。

次の表は、2013年度から2021年度（令和3年度）までの二酸化炭素排出量を算定したものです。

【表 2013年度から2021年度までのCO2排出量】

部門	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
産業部門	製造業	291,530	304,266	355,144	333,586	330,101	307,370	275,410	265,830	295,399
	建設業・鉱業	3,641	3,562	3,325	3,404	3,325	3,087	2,850	3,008	3,246
	農林水産業	5,297	3,809	4,136	3,954	3,882	3,483	3,519	3,700	4,861
	小計	300,468	311,638	362,605	340,944	337,307	313,940	281,779	272,539	303,506
民生部門	家庭	116,857	116,729	100,584	108,472	112,944	111,174	99,632	100,462	105,141
	業務	100,542	97,410	103,877	83,970	79,827	77,604	74,371	66,388	82,556
	小計	217,399	214,138	204,461	192,442	192,772	188,778	174,003	166,850	187,697
運輸部門	自動車	149,048	145,899	145,122	144,075	142,916	141,702	144,888	125,941	132,554
	鉄道	5,265	5,043	4,923	4,766	4,615	4,363	4,159	4,135	3,881
	小計	154,313	150,942	150,045	148,842	147,530	146,066	149,047	130,076	136,435
廃棄物部門	8,165	9,252	8,200	8,917	8,020	8,763	9,824	9,213	9,320	
全体	680,345	685,971	725,311	691,145	685,630	657,547	614,652	578,679	636,958	
	基準年度	0.8%	6.6%	1.6%	0.8%	-3.4%	-9.7%	-14.9%	-6.4%	

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症から経済活動が回復傾向にあり、各部門において対前年度比のCO2排出量が増加しました。

#### (2) 令和5年度実施状況

塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、新たな目標を定めました。

松本平ゼロカーボンコンソーシアムへ参加し、松本地域の産学官の力により、地域主導型エネルギー事業の導入や再生可能エネルギーの導入などを目指し、相互学習を深めました。その中でも、地域脱炭素の中心となり得る、地域エネルギー会社設立に向けた取り組みが活発に行われました。

### (3) 次年度以降の対応

塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2050 ゼロカーボンを目指すうえで、まずは短期目標である 2030 年度までに 57%以上削減（2013 年度比）が実現するよう、具体的な施策を構築し、その進捗管理を行う仕組みづくりを行います。

また、松本平ゼロ・カーボンコンソーシアムでの相互学習・交流を通じて、地域エネルギー会社の設立等、実効性のある地球温暖化対策に取り組みます。

## 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出

塩尻市役所及び塩尻市教育委員会は、年度間エネルギー使用量（原油換算値）が 3,000kL/年以上となることから、第一種エネルギー管理指定工場等に分類されます。

このため、中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減が目標となります。この結果を下表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に係る原単位】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
対前年度比(%)	93.4	97.3	109.8	104.1	99.4	101.0

※エネルギー消費原単位とは、エネルギーの使用の効率を表す指標のことです。

本市では、次の方法で算出しています。

上水道業：エネルギー使用量 / 総配水量
下水道所為施設維持管理業：エネルギー使用量 / 処理水量
上記以外の施設：エネルギー使用量 / 延床面積

また、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を次の表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量】

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
塩尻市役所算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	5,766	5,301	5,106	5,461	5,353
塩尻市教育委員会算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,411	3,074	3,057	3,747	4,097

2023年度（令和5年度）は、市役所算定排出量は減少しましたが、塩尻市教育委員会算定排出量は増加しました。これは、市内小学校において、暖房空調が石油ストーブからガスエアコンに置換された影響と考えられます。

### 3 塩尻環境スタンダードの運用

#### （1）環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
塩尻環境スタンダード登録件数	40 団体	46 団体	40 団体

#### （2）令和5年度実施状況

塩尻環境スタンダードは、平成19年度より開始した市域内に限定した環境マネジメントシステムであり、この取り組みにより市内の中小規模の事業所の省エネルギー活動等を推進していくものです。令和5年度は辞退が3件、新規登録が2件ありました。

登録していただいている企業の皆様に、継続した取り組みを実施していただきました。

#### 加入企業の優良な取り組み

- ・ 作業場を集約し、冷暖房の稼働数を減らした
- ・ 社用車の買い替えの際、EV車を導入した
- ・ 事務所の照明をLEDに変更した
- ・ 不要な印刷を控え、ペーパーレス化に取り組んだ



#### （3）次年度以降の対応

塩尻環境スタンダードは、取組状況に応じて更新期間が5年に延長となる事業所がでてきますので、定期審査等での実施内容の把握が重要となります。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を中心とした取組が進められるよう、情報提供を行いながら継続的な改善が行われるよう支援を行います。

### 4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況

#### （1）環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備導入件数	3,422 件	3,600 件	4,157 件
再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	23.6%	30.0%	27.5%
薪・ペレットストーブ等の設置件数	219 件	300 件	314 件

## (2) 令和5年度実施状況

長野県では、住宅等の屋根上での太陽光発電を推進しており、補助金などにより、再生可能エネルギー発電設備の導入が進められております。

本市でも、再生可能エネルギーの普及を促すため、既存住宅に太陽光パネルを設置する方に、補助金を交付しました。補助実績は20件でした。

また、本市の森林資源の活用を図るため、薪ストーブの設置に15件、ペレットストーブの設置に8件の補助金を交付し、木質バイオマスの利用促進を図りました。このほか、ペレット燃料の購入に対する補助を56件実施しました。

## (3) 次年度以降の対応

市内の地理的条件を生かした再生可能エネルギーの普及促進のため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用により、新たな普及拡大施策を実施してまいります。一例として、再生可能エネルギーの普及および再生可能エネルギーの地域内利用に関する補助金を強化してまいります。

## 5 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に基づく届出

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
太陽光発電適正設置条例届出率	—	100%	100%

### (2) 令和5年度実施状況

太陽光発電設備は、地すべり防止区域を含む山林などで大規模開発が進み、設置やその管理について周辺住民の不安が広がっております。また、塩尻市議会からも条例化の提言をいただいたことから、令和4年3月議会に条例案を提出し、令和4年4月1日から施行しました。条例に基づく令和5年度の新規届出は次のとおりでした。

【表 令和5年度 条例に基づく太陽光発電設備の届出件数】

地区	届出件数	申請面積 (m <sup>2</sup> )
片丘	1	4,919
塩尻東	5	111,366
計	6	116,285

### (3) 次年度以降の対応

条例に基づき、太陽光発電設備設置事業者に、事前協議から工事完了後の維持管理まで適正に行われるよう指導を行います。

## 基本理念2 「資源を有効に活用するまちをつくる」の取り組み状況について

### 1 ごみの排出状況について

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
市民1人1日あたり家庭系もえるごみ量	330g/人・日	315g/人・日	309g/人・日
事業系もえるごみ量	7,220t/年	6,915t/年	7,098t/年
ごみの資源化率	25.4%	28.0%	22.8%

#### (2) 令和5年度実施状況

市民1人1日あたりの家庭系もえるごみ量は、前年度に比べ18g減少しており目標値を達成しました。事業系もえるごみ量は、前年度に比べ54.1t減少しました。展開検査等を実施し、事業系もえるごみの排出状況の調査を行い、廃プラスチックなど一般廃棄物以外の混入について事業者への指導等を行いました。

#### (3) 次年度以降の対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、令和6年度よりプラスチック資源の収集が開始します。この対応を含め、各地区の衛生協議会の役員の研修等を通じて資源物の分別方法などの徹底を図り、引き続き家庭系のもえるごみ量の削減に努めます。

また、事業系もえるごみの排出状況の把握を行うため、展開調査等を実施し、収集業者及び事業者などに分別指導など適正な処分・処理を促します。

【表 もえるごみの排出量】

		令和4年度(t)	令和5年度(t)	増減(%)
もえるごみ		15,055.3	14,555.3	△3.3%
内訳	家庭系ごみ	7,903.5	7,457.6	△5.6%
	事業系ごみ	7,151.8	7,097.7	△0.8%

### 2 最終処分場の現状

令和5年度は、ごみ分別アプリの活用、30・10運動の周知など、3Rの推進や焼却灰の資源化により最終処分場への埋立量を抑え、延命に寄与しています。なお、最終処分場の残容量は、13,783m<sup>3</sup>(令和6年4月26日現在)となっており、地元との搬入協定は令和15年度までとなっています。

【表 最終処分場への搬入量】

	種類別年間埋立量 (t)				覆土 (t)
	集じん灰	破碎・埋立残渣	その他	合計	
令和4年度	1,231	175	3	1,409	495
令和5年度	1,143	133	3	1,279	450

(3) 次年度以降の対応

最終処分場を令和15年度まで使用するため、集じん灰の外部（民間企業）排出について検討するなど、最終処分場へ搬入量の縮減に向けたあらゆる方法の検討を行います。

3 松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について

松塩地区広域施設組合では、令和4年2月に策定した新ごみ処理施設基本構想をもとに、令和5年2月に「新ごみ処理施設基本計画」を策定し、新ごみ処理施設の整備方針を定め、建設に向け取り組みを進めております。

4 森林資源の有効活用について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
市有林及び民有林が整備された面積	198ha	203ha	188ha
山のお宝ステーション取扱材積量	274m <sup>3</sup>	350m <sup>3</sup>	345m <sup>3</sup>
子どもが木とふれあい、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	30.1%	36.0%	35.7%

(2) 令和5年度実施状況

森林経営計画に基づいて林業事業者が実施する民有林整備や、森林所有者による森林整備に対して補助金を交付し、事業者の施業意欲の向上と、森林が有する公益的機能の維持・向上を図りました。また、市有林の搬出間伐を約6ha実施しました。

森林所有者が自ら森林整備を行い、森林公社を介して薪や発電用燃料材として利用する山のお宝ステーション事業を実施しました。

(3) 次年度以降の対応

林業事業者の育成、支援を継続的に実施するとともに、森林経営計画に基づく市有林の搬出間伐を計画的に行います。

山のお宝ステーション事業を継続し、地域の間伐材等を発電用燃料材としての供給を促進します。

## 5 荒廃農地対策について

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
荒廃農地の面積	15.1ha	15.0ha	12.3ha

### (2) 令和5年度実施状況

農地の借り手農家に奨励金（10,000円/10a当たり）を交付し、農地の流動化を促進することにより、経営面積が拡大され、耕作放棄地の発生防止につながりました。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する有機農業や化学合成農薬の使用を5割以上低減する取り組みと合わせて行うカバークロップの取り組みに支援を行いました。（国の環境保全型農業直接支払交付金、有機農業に12,000円/10a、カバークロップに6,000円/10aなどを交付）

**【表 交付金の状況】**

年度	交付事業体	農地面積 (ha)
H28	2	18.6
H29	2	15.8
H30	2	15.1
R1	2	13.5
R2	2	14.8
R3	2	14.8
R4	2	16.0
R5	2	16.2

### (3) 次年度以降の対応

農地の流動化に寄与する奨励金の継続を行いますが、農業者の高齢化に伴い貸付希望と借受希望のバランスが崩れつつあるため、調整等を行いながら耕作放棄地の発生防止に努めます。

## 基本理念3 「安心して生活できる環境を守る」の取り組み状況について

### 1 河川水質等の状況

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
河川における BOD の環境基準達成率	92.9%	92.0%	92.9%

#### (2) 令和5年度実施状況

今年度は、河川等の水質に影響を及ぼす大きな事故もなく、空間放射線を含む大気の状態も大きな変化が認められませんでした。

自動車騒音測定は、市内を通過する主要幹線道路のうち対象路線を5年に1回測定するよう計画しています。令和5年度は、5箇所の測定を実施しました。詳細は、令和5年度環境調査結果のとおりです。

#### (3) 次年度以降の対策

河川等の水質調査や自動車騒音測定は、計画的に実施しており、測定結果を市民に周知していきます。

### 2 不法投棄等のない良好な生活環境の保持

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
不法投棄総重量	22,649kg	22,000kg	9,930 kg
公園・緑地がきれいで利用しやすく整備されていると感じる市民の割合	55.7%	57.0%	53.5%

#### (2) 令和5年度実施状況

海洋プラスチック問題がクローズアップされるなか、分水嶺の街として、また、最上流の街の責任として、不法投棄等による河川汚染を防がなくてはなりません。

不法投棄パトロールを実施したほか、監視カメラの設置により不法投棄の監視を強化した結果、目標値を達成することができました。

#### (3) 次年度以降の対策

不法投棄パトロールの実施や、監視カメラの設置により、不法投棄の監視に努めます。

### 3 光害対応

令和2年12月から塩尻市内において光害の事案が発生し、これを受けて長野県条例である「公害の防止に関する条例」が改正されました。令和5年度中は、新たな光害の事案は発生しませんでした。

### 4 猫繁殖制限手術にかかる費用の助成

新たに令和4年度から、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用の補助制度を新設しました。令和5年度は、オス19匹、メス50匹の助成を行いました。

また、動物愛護会主催の事業にも同様な補助制度があり、利便性向上の観点から、松本地方事務所の窓口で行っていた申請等の手続き業務を市窓口で行えるようにしました。令和5年度は、オス6匹、メス17匹の助成を行いました。

### 5 苦情対応

令和5年度の苦情は、空き地等における雑草樹木の繁茂の相談が多い状況となりました。また、犬猫に関する苦情（犬の鳴き声がうるさい、野良猫が子猫を産んでしまった）も多くありました。

【表 分野別の苦情対応件数】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大気	0	0	0	2	0
水質	1	2	2	0	0
騒音	2	9	13	4	9
振動	1	0	0	1	0
悪臭	2	7	10	4	5
犬猫	16	20	28	28	13
雑草樹木	15	20	10	17	32
油漏れ	3	14	5	9	5
その他	16	13	7	9	6

### 6 放射線対策

市内の空間放射線量を把握し、異常を早期に発見する体制を維持するために、市役所屋上で空間放射線量を測定しました。結果をホームページに公表しています。

## 基本理念4 「ふるさとの自然を守る」の取り組み状況について

### 1 特定外来生物対策

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R5 実績値
外来生物等駆除年間実施箇所数	—	5 箇所	1 箇所

#### (2) 令和5年度実施状況

本市では、アレチウリ及びオオキンケイギクの繁殖が懸念されております。広報しおじり6月号において特定外来生物の駆除及び条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメ・アメリカザリガニに関する記事を掲載したほか、ホームページによる周知を行っております。

また、市内で多く繁殖が確認されている特定外来生物3種（アレチウリ・オオキンケイギク・オオハンゴンソウ）について、その特徴や駆除方法をまとめた動画を作成しました。令和6年春から公開予定です。

6月24日には吉田地区の主催によるアレチウリ駆除活動が開催され、43人の住民により約246kgを駆除することができました。

#### (3) 次年度以降の対応

地区による特定外来生物駆除活動への支援を行い、特定外来生物への理解を深め、駆除の推進を図ります。また、国の補助金を活用し、市内に生息する特定外来生物の把握や駆除対策の構築を行います。また、市のホームページやSNSなどの広報手段を活用して周知を図ります。

公共施設及び道路などの繁殖場所を把握し、駆除作業の検討を行います。

### 2 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R6 目標値	R5 実績値
高ボッチ高原自然環境保護活動参加人数	—	200人	130人

#### (2) 令和5年度実施状況

高ボッチ高原の大切な自然環境を守るため、平成8年から開催している「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」を7月17日に開催しました。市民29名、市内企業33社73名、関係者28名が参加し、外来生物であるハルジオンとヒメジョオンの駆除作業やゴミ拾いを総量50kg分行いました。

駆除量はかなり少ない状態であり、この取り組みを継続して実施している成果かと考察しています。今後も継続して実施していくことが必要です。



〈 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然の様子 〉

### (3) 次年度以降の対応

市公式 SNS を中心とした広報活動を積極的に行い、各施設へのポスター・チラシ掲示のほか各団体へ参加依頼を行い、参加者の増加を図ります。

また、外来植物の駆除方法（ハルジオンの抜き方）など効果的な手法を周知し、駆除効果を高めます。

## 3 高ボッチ高原の状況

令和3年度から、テントタープエリアの運営がスタートし、自然保護と利用の両立が課題となりました。また、自然保護センターも「でいだらぼっち館」としてリニューアルし、令和4年度から、開山中は毎日開館して物販や案内等を行いました。近年のキャンプブームもあり、多くの方にご利用いただき、高ボッチ高原の魅力を発信することができました。

令和3年8月14日に、大雨災害により市道高ボッチ線は通行止めとなり、令和4・5年度中は、崖の湯ルートのみ開通していました。

高ボッチ高原の自然保護の活動として、塩尻市自然保護ボランティアによる自然保護活動や、植生管理業務委託、園地周辺の柵の更新工事等を実施しました。また、ススキ及びミヤコザサの草刈り、ズミ等の低木伐採等（約0.25ha）も実施しました。

また、高ボッチには、希少植物が生息している場所がありますが、毎年、シカによる食害を受けていました。令和5年度に、食害を防止する柵を設置し、希少植物を保護しました。設置後、柵内にシカのフンは見られなくなりました。